

重大事案発生時における 犯罪被害者等支援の申合せ事項

令和5年4月

〔趣旨〕

全国的な治安情勢を見ると、死傷者が多数に上る事件や事故が後を絶ちません。

重大事案発生時には、多くの被害者・御家族（以下「被害者等」という。）が抱える様々な困難に対し、応急期から中長期にわたって切れ目なく支援する必要があることから、関係機関・団体の連携、協力した支援が大変重要です。

このため、重大事案発生時における関係機関・団体の連携に関する基本的な事柄について「重大事案発生時における犯罪被害者等支援の申合せ」（以下「申合せ」という。）を行い、被害者等が一日も早く平穏な生活を営むことができるよう取り組みます。

〔留意事項〕

「申合せ」の「発生時の対応」について、実際の対応は、同時並行で多様な流れの進行が有り得るため、本申合せが優先されて運用されるものではなく、対応上の目安としてください。



〔申合せ事務局〕
広島県 環境県民局 県民活動課
広島市中区基町10番52号
082-513-2744

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 目的 | 広島県内において、犯罪等（災害によるものを除く。）により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案（以下「重大事案」という。）が発生した場合において、被害者等が必要な支援を途切れなく受けることができるようにするため、広島県、県内市町、広島県警察本部、第六管区海上保安本部、関係機関・団体（以下「関係者」という。）が相互に連携し、被害者等の支援を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。 |
| 事務局 | 広島県環境県民局県民活動課（以下「事務局」という。） |
| 定義等 | <p>○重大事案 犯罪等（災害によるものを除く。）により死者又は負傷者が多数に及ぶものなど、その態様、被害者等の状況及び社会的反響等を総合的に勘案し、関係者が相互に連携、協力して被害者等の総合的な支援を早期かつ集中的に行うことが必要であると事務局が認めるもの。</p> <p>○関係者 別紙1「重大事案発生時における主な支援と関係機関」記載の機関・団体。 なお、状況に応じ、当該事案において必要な関係機関等とも連携を図る。</p> |
| 連携協力 | 関係者は、被害者等の支援に際しては、そのニーズ等を把握した上で、きめ細やかな支援が途切れなく行われるよう、相互に連携、協力を図りながら行うものとする。 |
| 平素の準備 | 広島県内における重大事案の発生に備え、関係者は平素から組織や団体内での連絡体制の確立、派遣要員の指定、想定訓練の実施等、必要な準備を講じるよう努める。 |
| 発生時の対応 | <p>○広島県警察本部、第六管区海上保安本部（以下「県警等」という。）は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内において重大事案の発生を認知した場合は、速やかに事務局に対して事案概要や被害程度等を連絡する。 ・必要に応じて、事務局に対して被害者支援連絡班（以下「連絡班」という。）の設置を要請する。 <p>○事務局は、事案概要や被害程度等を総合的に勘案し、重大事案と認められるときは、県民活動課に県民活動課長を班長とする連絡班を設置し、連絡員を配備する。</p> <p>○連絡班は、県警等からの支援要請や情報提供を得て又は必要に応じて、関係者に対し、重大事案の発生及び連絡班設置について連絡し情報提供を行う。</p> <p>○連絡班は、県警等の活動支援、関係者との連絡調整、支援要員の派遣、二次被害の防止等を行う。</p> <p>○連絡班は、県警等から支援の要請を受けた場合又は必要に応じて、関係者に必要事項を連絡し、対応を依頼する。</p> <p>○前項の依頼を受けた関係者は、必要と認められる支援を行う。</p> <p>○関係者の活動に際して得られた被害者等のニーズについては、連絡班又は必要と認められる関係者に情報提供する。</p> |

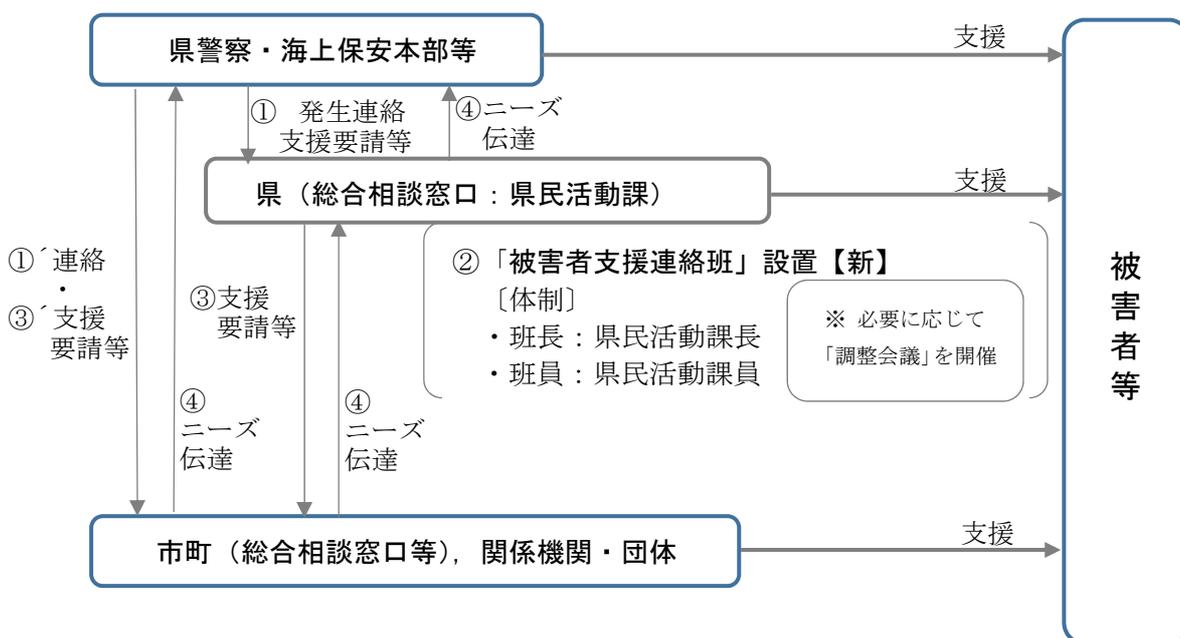
| | |
|----------------|---|
| 調整会議 | 連絡班班長が必要と認めた場合は、被害者等のニーズの把握、関係者間における情報共有・支援方針の確認等を目的とした調整会議を開催することができる。 |
| 支援活動における費用及び補償 | <p>○この申合せ事項に基づく支援活動に伴う費用は、各関係者が負担する。</p> <p>○この申合せ事項に基づく支援活動に際し、死亡、負傷、物品の損傷、その他の損害を受けた場合は、災害補償に関する法律等の定めるところにより、各関係者が対応する。</p> |
| 個人情報の取扱い、引継ぎ | <p>○関係者は、支援において知り得た被害者等の個人情報の取扱いには十分留意し、この申合せ事項の趣旨に反して利用してはならない。</p> <p>○関係者間で被害者等の個人情報を引き継ぐ場合は、被害者等の同意を得ることを原則とし、可能な限り、別紙2「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」を用いる。この様式に代えて、関係者が日常業務等で使用している様式や引継方法を使用しても差し支えない。</p> |
| その他 | <p>○この申合せ事項は、必要に応じて適宜見直しをはかる。</p> <p>○この申合せ事項に定めるもののほか、実施に必要な事項は事務局及び関係者で協議のうえ定める。</p> |
| 附則 | この申合せ事項は、令和5年4月1日から施行する。 |

～重大事案発生時の対応イメージ～

| | 期間 主な機関 | 主な対応 | | |
|--------|-----------------------|---------------------------------|-----------------|-------------|
| | | 応急期 | 初期～ | ～中長期 |
| 捜査機関等 | 県警察 海上保安本部 等 | ・ 応急対応 | ・ 支援 | → |
| 早期援助団体 | 広島被害者支援センター | ・ 情報収集 | ・ 相談対応 | → ・ 付添支援 |
| 行政 | 県（総合相談窓口： 県民活動課） | 「連絡班」設置 ・ 県警等活動支援 ・ 連絡調整等 | ・ 連絡調整 ・ 支援 | → |
| | 関係市町 （総合相談窓口課等） | ・ 応急対応 | ・ 福祉制度利用支援等 | → |
| | 県（関係課） | ・ 応急対応 | ・ 支援（所管業務） | → |
| | 県・広島市 総合精神保健福祉センター | ・（必要に応じ） 応急対応 | ・ 精神的支援 | → |
| 関係機関団体 | 広島弁護士会 | ・ 報道対応 | ・ 法律相談 | → ・ 裁判関係 |
| | 関係機関・団体 | ・（必要に応じ） 応急対応 | ・ 支援（各機関・団体の業務） | → |

※ 事務局は、必要な場合、関係機関に参画を求めて「調整会議」を開催することができる。

～申合せ「発生時の対応」イメージ～



重大事案発生時における主な支援と関係機関

この一覧表は、重大事案発生直後から概ね2週間程度にかけて高まることを見込まれる、犯罪被害者等の支援ニーズと代表的な窓口、対応機関について、関係機関・団体の円滑な連携に資するため、「犯罪被害者支援ハンドブック」※を踏まえ、まとめたものです。

実際の事案ごとに様々な対応が想定されますので、目安として御利用ください。

※「犯罪被害者支援ハンドブック」：犯罪被害者・御家族に対し、被害直後から中長期にわたって、必要な支援が適切な時期に途切れることなく提供されるよう、関係機関・団体が行っている様々な支援の具体的な内容や連絡先などの情報を掲載したもの。（県ホームページ>犯罪被害者等支援 から御覧ください。）

〔留意事項〕

- ・県警察や第六管区海上保安本部（以下「海上保安本部」という。）における、被害者支援の担当職員が行う支援については、他の機関にも関係がある部分を中心に記載。
- ・DMATや消防機関等による救命救助活動は除く。
- ・多数の死傷者が見込まれる公共交通事故に関する支援については、国土交通省が設置する公共交通事故被害者支援室を中心に実施される可能性が高いため、国土交通省中国運輸局バリアフリー推進課と連携し、支援を行う。
- ・市町や県では、事案や状況に応じ対応窓口が異なる。（想定される窓口：犯罪被害者等支援の総合相談窓口の課、対策本部が設置された場合の担当窓口、危機管理の担当課など）

応急期（直後から1週間程度）

| 項目 | 想定内容 | 代表的な窓口、対応機関 | ハンドブック掲載頁 |
|--------------------------|--|------------------------------|----------------|
| 家族に関する 問合せ対応 | 被害者家族等からの次のような問合せに対応 ・家族が無事か知りたい ・家族の行方が分からない ・家族が被害に遭ったかもしれないが、どこにいけばいいのかわからない 等 | 県警察 | 65～69 |
| | | 海上保安本部 | 70～71 |
| | | 市町（総合相談窓口等※） | 142 |
| 待機場所等の 確保 | ・被害者支援拠点の設置 ・被害者等が待機する場所や駐車場の確保 | 県（総合相談窓口等） | 56 |
| 精神的なケア | 精神的につらいなど、心の健康問題について、話を聞き、必要に応じ、医療機関の紹介等を実施 | 県立総合精神保健福祉センター | 95～96 |
| | | 広島市精神保健福祉センター | 95～96 |
| | | 広島被害者支援センター | 73 |
| 公営住宅、 宿泊場所の 問合せ対応 | ・被害者等が、自宅に住めなくなった場合に、公営住宅の一時入居に対応 ・被害者等からの、宿泊場所への行き方が分からない等の相談に対応 | 市町（総合相談窓口等） | 142 |
| | | 県（総合相談窓口等） | 56 |
| 子供、高齢者、 障害者等の 生活支援 | 保護者や介護者が被害に遭う等により、育児や介護に支援が必要となった場合に、利用可能な制度や制度を所管する部署・団体を案内 | 市町（総合相談窓口等） * 市町別の支援・窓口一覧 | 142 144～155 |
| マスコミ対応 | 被害者等からの要請によるマスコミへの申入れ等を実施（助成制度や無料相談が利用できる場合あり） | 広島弁護士会 | 85 |
| 死亡等の届出 対応 | 死亡の届出、健康保険の異動届等の受理 | 市町（総合相談窓口等） | 142 |

※「総合相談窓口等」は、事案や状況に応じ異なる（留意事項のとおり）

家族等の安否確認は、事案や市町の状況によって、対応の可否が異なる。

初期（1週間～2週間程度）

| 項目 | 想定内容 | 代表的な窓口, 対応機関 | ハンドブック掲載頁 |
|-------------------|---|----------------------------|--------------------|
| 捜査や刑事手続の説明等 | 被害者等への捜査や刑事手続等に関する説明や問合せに対応 | 県警察 | 65～69 |
| | | 海上保安本部 | 70～71 |
| | | 広島地方検察庁 | 80～83 |
| 警察署や検察庁への付添い | 被害者等が、警察署、検察庁に行くことに不安を感じる場合などに付添 | 広島被害者支援センター | 73 |
| 精神的なケア | 精神的につらいなど、心の健康問題について、話を聞き、必要に応じ、医療機関の紹介等を実施 | 県立総合精神保健福祉センター | 95～96 |
| | | 県保健所 | 99 |
| | | 広島市精神保健福祉センター | 95～96 |
| | | 市町(総合相談窓口等) | 142 |
| | | 広島被害者支援センター | 73 |
| 公営住宅の問合せ対応 | 被害者等が、自宅に住めなくなった場合に、公営住宅の一時入居に対応 | 市町(総合相談窓口等) | 142 |
| | | 県(総合相談窓口等) | 56 |
| 法律相談 | 被害者等からの法律相談への対応、弁護士の紹介、被害者等からの要請によるマスコミへの申入れ等を実施 (助成制度や無料相談が利用できる場合あり) | 広島弁護士会 | 85 |
| | | 法テラス広島 | 71～72 |
| 生活に関する様々な悩み(福祉関係) | 生活に困っている、児童、高齢者、障害者等、支援を必要としている人や家族の相談に対応 | 市町(総合相談窓口等) | 142 |
| | | *市町別の支援・窓口一覧 *社会福祉協議会一覧 | 144～155 100～103 |
| | | 広島被害者支援センター | 73 |
| 子育てに関する悩み | 犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで、様々な養育上の問題が生じている場合、子供の相談にのったり、専門の機関団体を紹介 | 広島県子ども家庭センター | 120 |
| | | 広島市児童相談所 | 120 |
| | | 市町(総合相談窓口等) | 142 |
| 仕事に関する悩み | 解雇、労働条件に関する事など、労働問題に関する様々な相談に対応 | 広島労働局 総合労働相談コーナー等 | 108～110 |
| | | 広島弁護士会 | 85 |
| | | 法テラス広島 | 71～72 |
| 健康保険等の届出対応 | 健康保険等の異動届等の受理 | 市町(総合相談窓口等) | 142 |

中・長期（2週間程度以降）

| 項目 | 想定内容 | 代表的な窓口, 対応機関 | ハンドブック掲載頁 |
|---------------------------|-------------------|--------------|-----------|
| 心身の不調 生活上の悩み 裁判対応など | 被害者等の様々なニーズに応じて対応 | ニーズに応じて対応 | 42～ほか |

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

| | |
|-----------------------|---|
| 受 理 日 時 | 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 |
| 受 理 (作 成) 者 | 受理(作成)者:所属・部署 氏名 電話 |
| 相 談 者 の 氏 名 等 | ふりがな 氏名: 年 月 日生(歳) 性別 男・女・答えたくない・その他 |
| | 連絡先:電話 () FAX () 住所 メールアドレス |
| | ※住民票の閲覧制限中等の理由で相談者が住所等の秘匿を希望する際はその項目は記載しない。 <input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他() |
| 犯罪等被害の概要 | 被害発生日: 年 月 日 () |
| ※犯罪被害者等からの申告を基に記載 | 被害発生場所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他() 被害の種類: <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> その他() |
| 当該被害による心身の状態 | 通院歴: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 通院状況: <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺障害: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度): |
| 犯罪被害者等の要望 | |
| ※犯罪被害者等からの申告を基に記載 | |
| 自機関・団体で実施した支援の内容 | |
| 自機関・団体以外でこれまで受けた支援内容等 | 支援の有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 相談日: 年 月頃 相談機関・団体名: 支援の概要: |
| 紹介先(担当部署)(連絡先) | |
| 備 考 | <input type="checkbox"/> 相談者が住所等の秘匿を希望しない <input type="checkbox"/> 住民票の閲覧制限中等の理由で相談者が住所等の秘匿を希望(希望する場合, 秘匿希望の項目を○で囲むこと) 住所・電話・メールアドレス・その他() |
| 情報提供についての同意確認欄 | 上記記載の情報を, 上記紹介先に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入) |
| 電話相談等の場合 | 上記記載の情報を, 上記紹介先に提供することに |
| ※ 非通知の場合はその旨記載 | 電話 () から, 月 日() 時 分同意を得た。 |
| 連 絡 年 月 日 | 令和 年 月 日 () 時 分 |
| 連 絡 先 等 | 連絡(紹介)先の部署・担当者 連絡(紹介)先の電話 |

※ 紹介元機関・団体において, 犯罪被害者等の要望, 紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ, 個別の事案に即して判断し, 記入できる範囲で記入すること。ただし, 波線の項目については, 最低限伝えることが望ましい。

※ 相談者等の個人情報の取扱いには十分留意し, 関係機関への伝達等の目的以外で利用してはならない。

※ 他機関伝達時における相談者の個人情報について, 備考欄をチェック☑すること。